

所管省	No	統計調査	調査票	No	周期	全数・標本	調査票の配布方法	母集団名簿の作成方法						事業所母集団DBの使用状況												
								母集団名簿の情報源				更新周期	作成・更新方法	事業所母集団DB使用	事業所母集団DBの使用状況			事業所母集団DBを使用していない理由				将来的使用の可能性				
								事業所母集団DB	他統計	行政記録情報	その他				母集団名簿	その他	その他の具体的内容	行政記録情報を利用	独自作成名簿を利用	他統計調査の結果又は母集団名簿を利用	調査対象特定や標本設計に必要な情報が調査独自の属性情報であるため		調査対象の一部が登録対象外	DBの利用検討がされていない		
農林水産省	28	作物統計調査	作付面積調査(水稲以外)(てんさい、さとうきび以外)	50	年次	全数	郵送 オンライン				○	1年	地方農政局等が調査対象作物ごとに作成した前年の調査客体名簿を関係団体等からの情報収集等により更新。													
			作付面積調査(水稲以外)(てんさい、さとうきび)	51	年次	全数	郵送 オンライン				○	1年														
			作況調査(収穫量調査(水稲以外)(てんさい、さとうきび、茶以外)(関係団体調査))	53	年次	全数	郵送 オンライン				○	1年														
			作況調査(収穫量調査(水稲以外)(てんさい、さとうきび)(関係団体調査))	54	年次	全数	郵送 オンライン				○	1年														
			作況調査(収穫量調査(水稲以外)(茶)(関係団体調査))	55	年次	標本	郵送 オンライン				○	6年周期で作成し、これを基に中間年について補正		地方農政局等が都道府県、市町村、茶関係団体等関係機関からの情報収集により、全ての荒茶工場のリストを6年周期で作成。中間年については、市町村、普及センター、茶関係団体等関係機関からの休業・廃止又は新設の情報収集により更新。											○	
			作況調査(収穫量調査(水稲以外)(標本経営体調査))	56	年次	標本	郵送			○	5年	直近の農林業センサス調査結果を用いて更新。														○
	29	海面漁業生産統計調査	海面漁業漁獲統計調査票	58	年次	全数	調査員 郵送 オンライン			○	1年	前年調査結果及び直近の漁業センサス調査結果を用い、地方農政局等の農林水産省職員の都道府県・漁協からの聞き取りによる新設・廃止等情報収集により補完し、名簿を更新。												○		
			海面養殖業収穫統計調査票	59	1年 半年(のり類・かき類のみ)	全数	調査員 郵送 オンライン			○	1年															○
	30	漁業センサス	海面漁業調査:漁業経営体調査票	60	5年	全数	調査員	○		○	○	5年	農水省が、事業所母集団DB及び指定漁業等の許可名簿を基に前回名簿を更新し都道府県に提示した名簿を、都道府県が漁船登録データにより補正し、市区町村を通じ客体候補調査員に提示。調査員は漁協から聞き取りを行い、必要に応じて名簿を更新。名簿に記載された者に対し海面経営体調査員が聞き取りを行い調査対象に該当するか確認し、母集団名簿を更新。	○	○											
			海面漁業調査:海面漁業地域調査票	61	5年	全数	郵送				○	5年	地方農政局等が前回調査客体名簿を基に各都道府県の水産所管部署から聞き取りを行い更新。			○										
内水面漁業調査:内水面漁業経営体調査票			62	5年	全数	調査員 郵送	○	○	○	○	5年	農水省が事業所母集団DB及びびうなぎ養殖業の許可名簿を基に前回名簿を更新し地方農政局等に提示した名簿を、地方農政局等が①都道府県保有の漁船登録データ、②内水面漁業生産統計の調査客体名簿、③内水面組合から聞き取りを行い必要に応じて名簿を更新。名簿に記載された者に対し海面経営体調査員が聞き取りを行い調査対象に該当するか確認し、母集団名簿を更新。	○	○												
内水面漁業調査:内水面漁業地域調査票			63	5年	全数	郵送				○	5年	地方農政局等が前回調査客体名簿を基に各都道府県の水産所管部署から聞き取りを行い更新。			○											
流通加工調査:魚市場調査票			64	5年	全数	郵送				○	5年	地方農政局等が前回調査客体名簿を基に市場関係者から聞き取りを行い更新。			○											
31	木材統計調査	基礎調査票	66	年次	[LVL、CLT]全数 【製材等】 標本(規模以上等悉皆)	調査員 郵送 オンライン	○			○	1年	事業所母集団データベースから調査対象に該当する事業所を抽出し、前年の基礎調査の調査票情報、地方自治体等からの情報収集、当該工場への情報収集又は郵送回収により標本設計における層化に必要な生産量等を確認し、母集団名簿(工場一覽表)を作成。	○	○												
		製材月別調査票、合単板月別調査票	67	月次	【製材】標本(規模以上等悉皆) 【合単板】 標本(規模以上等悉皆)	調査員 郵送 オンライン	○			○	1年			○	○											
32	農業経営統計調査	経営統計調査(個人経営体及び水田作(集落営農)以外の法人経営体)	68	年次	標本	調査員 その他			○	5年	農林業センサス公表後、調査結果及び名簿情報から必要な情報(住所、営業規模(面積・頭数)等)を抜き出し母集団名簿を作成。												○	○		
		経営統計調査(法人経営体の水田作(集落営農))	69	年次	標本	調査員 その他			○	5年(農林業センサス実施の年度)	最新の農林業センサス実施年に実施される集落営農実態調査結果から、水田作の法人格を有する集落営農組織について、必要な情報(住所・水田耕地面積等)を抜き出し母集団名簿を作成。															
		生産費調査:個別経営体	70	年次	標本	調査員 その他			○	○	5年	農林業センサス公表後の調査結果及び名簿情報から必要な情報(住所、調査対象品目の面積・頭数(規模)等)を抜き出し母集団名簿を作成(二条大麦、六条大麦、はだか麦、なたね以外)。経営所得安定対策等加入申請者情報により集められた情報を基に母集団名簿を作成(二条大麦、六条大麦、はだか麦、なたね)。											○	○		
		生産費調査:組織法人経営体	71	年次	標本	調査員 その他			○	5年	農林業センサス公表後の調査結果及び名簿情報から必要な情報(住所、調査対象品目の面積・頭数(規模)等)を抜き出し母集団名簿を作成。													○	○	
33	経済産業省生産動態統計調査	経済産業省生産動態統計調査	72	月次	全数	郵送			○	1年	工業統計調査と本調査との対象事業所の確認のほか、業界紙等の情報や事業所からの情報に基づき名簿情報を更新。												○	○		
		ガス事業生産動態統計調査	73	月次・四半期	全数	郵送 オンライン				○	ガス事業法に基づく登録、許可、届出、廃業の手続きがある都度	ガス事業法に基づく登録、許可、届出事業者の名簿をそのままガス事業生産動態統計調査の母集団名簿としており、当該手続きがある度に随時更新。												○		
		石油製品需給動態統計調査	74	月次	全数	郵送 オンライン				○	○	石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく届出・登録簿を、石油事業者からの届出等の手続きが行われ次第、随時・更新。業界団体名簿を用いた脱漏事業者情報の更新については、毎年10月～11月頃に、各業界団体から情報を得て調査対象品目の製造事業の実態を確認し更新。												○		
		商業動態統計調査	75	月次	標本	郵送			○	5年	最新の経済センサス活動調査の情報(名簿)を利用し更新。													○	○	
37	経済産業省特定業種石油等消費統計調査	経済産業省特定業種石油等消費統計調査	76	月次	全数(規模以上等悉皆)	郵送			○	情報確認時随時	前年の調査結果名簿をベースに、調査対象事業者や業界団体などから得られる情報等を確認し、新設、廃止、対象外等の情報を随時更新。														○	
		経済産業省企業活動基本調査	77	年次	全数	郵送	○			○	1年	前年度調査結果を反映した名簿をベースに事業所母集団データベースとの照合及び民間情報等を活用し確認された新設等の企業情報を追加し、対象企業名簿を更新。	○	○												
		工業統計調査※	78	年次	全数(規模以上等悉皆調査)	調査員 郵送				○	1年	本調査に先立ち、統計調査員が、前年調査結果に基づく工業調査準備調査名簿記載事業所を訪問・聞き取り調査を行い、継続事業所、廃業事業所等を把握するとともに、名簿に記載がない新設事業所を把握した場合には名簿に追加し、母集団名簿(工業統計調査名簿)を作成。												○		
12	経済構造実態調査	乙調査(旧特定サービス産業実態調査)※※	79	年次	標本	郵送			○	1年	直近の経済センサス活動調査結果名簿を基盤とし、前年の経済構造実態調査結果を反映した母集団名簿を作成。													○		

所管省	No	統計調査	調査票	No	周期	全数・標本	調査票の配布方法	母集団名簿の作成方法				事業所母集団DBの使用状況												
								母集団名簿の情報源				更新周期	作成・更新方法	事業所母集団DB使用	事業所母集団DBの使用状況			事業所母集団DBを使用していない理由						将来的使用の可能性
								事業所母集団DB	他統計	行政記録情報	その他				母集団名簿	その他	その他の具体的内容	行政記録情報を利用	独自作成名簿を利用	他統計調査の結果又は母集団名簿を利用	調査対象特定や標本設計に必要な情報が調査独自の属性情報であるため	調査対象の一部が登録対象外	DBの利用検討がされていない	
国土交通省	40	造船造機統計調査	造船調査	82	月次	全数	郵送			○	1年	届出等により更新された行政記録情報に基づき母集団名簿を更新。				○								
			造機調査	83	四半期	全数	郵送			○	1年					○								
	42	鉄道車両等生産動態統計調査	鉄道車両生産(新造)調査票	86	月次	全数	郵送		○		○	2~3年	経済センサスー活動調査の調査結果公表後、当該調査の調査票情報等を基に更新。経済センサスー活動調査の中間年では、工業統計調査の調査票情報及び関係団体に対するヒアリング結果等を基に更新。									○	○	
			鉄道車両生産(改造・修理)調査票、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票、索道機器運行装置生産調査票	87	四半期	全数	郵送		○		○	2~3年												○
	43	建設工事統計調査	建設工事施工統計調査	88	年次	標本	調査員郵送オンライン			○	1年	毎年度、建設業許可業者のデータをシステムに入れ込むことで、約47万業者の建設業許可業者の中から約11万業者を抽出。					○						○	
			建設工事受注動態統計調査(甲調査)	89	月次	標本	調査員郵送オンライン			○	1年	前年度実施の建設工事施工統計調査(対象約11万業者)から、前々年度の完成工事高が1億円以上の業者を約1.2万業者抽出。					○						○	
			建設工事受注動態統計調査(乙調査;大手50社)	90	月次	標本	オンライン			○	1年	建設工事施工統計調査対象業者(約11万業者)から、国土交通大臣が指定した大手指定建設業者(大手50社)を有意抽出。					○						○	
	44	船員労働統計調査	第3号様式(特殊船に乗り組む船員についての調査)	92	年次	全数	郵送			○	1年	業務報告により更新された行政記録情報に基づき母集団名簿を更新。					○						○	
	45	自動車輸送統計調査	第3号様式(旅客営業用自動車(バス)(一般乗合・高速乗合・貸切・特定)(事業所))、第3号様式の2(旅客営業用自動車(バス)(一般乗合・高速乗合)(自動車))、第3号様式の3(旅客営業用自動車(バス)(貸切)(自動車))	94	月次	【第3号様式】全数【第3号様式の2、3】標本	郵送			○	1年	最新の自動車運送事業所データを入手し母集団名簿を更新。					○						○	
	46	内航船舶輸送統計調査	内航船舶輸送実績調査	95	月次	標本	郵送			○	半年	届出等により更新された行政記録情報に基づき母集団名簿を更新。					○						○	
自家用船舶輸送実績調査			96	年次	全数	郵送			○	1年						○							○	
47	法人土地・建物基本調査		97	5年	標本	郵送	○	○	○	1年	前回調査の母集団名簿を、事業所母集団DB、土地保有・動態調査、民間の企業信用調査会社、国税庁法人番号公表サイトから得た情報により更新。	○	○											
		計		71									27	25	4	0	13	11	13	22	4	3	6	

※工業統計調査は、令和4年に経済構造実態調査に包摂され、母集団名簿は事業所母集団DBIに変更。

※※経済構造実態調査乙調査(旧特定サービス産業実態調査)は、令和4年に廃止。

※※※鉄道車両等生産動態統計調査については、調査時点(3年4月1日)以降の検討により、調査対象特定に必要な情報が調査独自の属性情報であるため、現時点では母集団名簿としては事業所母集団DBを使用しないという判断をしている。

資料1-1 別添

令和3年4月1日時点の状況を照会

所管省	No	統計調査	調査票	No	周期	全数・標本	調査票の配布方法	調査客体名簿の作成方法		事業所母集団DBの使用状況														
								調査客体名簿の情報源	作成方法	事業所母集団DBの使用状況			事業所母集団DBを使用していない理由							将来的使用の可能性				
										事業所母集団DB使用	母集団名簿	その他	その他の具体的内容	行政記録情報を利用	独自作成名簿を利用	他統計名簿を利用	調査対象特定や標本設計に必要な情報が調査独自の属性情報であるため	調査対象の一部が登録対象外	DBの利用検討がされていない					
総務省	1	小売物価統計調査	動向編	1	月次	標本	調査員調査(他計方式)	市町村 国勢調査調査区	<ul style="list-style-type: none"> ○価格調査 <ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣が、都道府県庁所在地、政令市、およびそれ以外の全国の市町村を人口規模、地理的位置、産業的特色などによって116層に分け、各層から一つずつ総務省が抽出した167の調査市町村を設定。 ・都道府県知事が調査市町村全域を、最も価格収集数の多いA品目の価格収集数と同数に分割し、それぞれを価格調査地区として設定。 ・当該価格調査地区内で、調査員や都道府県職員が、店舗からの聞き取り等により、調査品目ごとに、販売数量が多い順に総務省が定める所定の価格収集数に応じた数の店舗を抽出し、都道府県(総務省調査品目については総務省)が調査店舗に選定し、調査客体名簿を作成。 ○民営家賃(家賃調査) <ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣が、都道府県庁所在地、政令市、およびそれ以外の全国の市町村を人口規模、地理的位置、産業的特色などによって116層に分け、各層から一つずつ総務省が抽出した167の調査市町村を設定し、市町村内の国勢調査調査区から家賃調査地区を無作為抽出。 ・都道府県知事が調査員の当該地区内踏査により確認した民営家賃賃貸事業所を調査対象に選定し、調査客体名簿を作成。 ○宿泊料調査 <ul style="list-style-type: none"> ・総務省が都道府県庁所在地又は全国の観光地の中から宿泊者数の多い地域を総務省が選定し、99の調査市町村を設定。 ・都道府県が聞き取り等により収集した情報をもとに、調査市町村ごとに宿泊者数の多い旅館・ホテル等を調査宿泊施設として選定し、調査客体名簿を作成。 (宿泊料調査は令和3年12月末で廃止) 															
			構造編	2	隔月	標本	調査員調査(他計方式)	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省が調査ごとに、以下の基準で調査地域となる市を設定、市域全体を価格調査地区とする。市を設定、市域全体を価格調査地区とする。 <ul style="list-style-type: none"> i 地域別価格差調査 <ul style="list-style-type: none"> 「動向編」の調査地域となっていない全国の都道府県庁所在地以外の市(91市) ※「動向編」の調査市町村(167市町村)と併せて、各都道府県において人口の50%をカバーすることを目標に、経済圏のバランスを考慮して調査市を選定。 ii 店舗形態別価格調査 <ul style="list-style-type: none"> 全国の道府県庁所在地(46市) iii 銘柄別価格調査 <ul style="list-style-type: none"> 東京都区部(1市) ・各調査市域内で、調査員や都道府県職員が、店舗からの聞き取り等により、総務省が定める所定の価格収集数に応じた数の店舗を抽出し、都道府県が調査店舗に選定し、調査客体名簿を作成。 															
			計	2					0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0					